

CISTEC 小野副主任研究員も JEMIMA 『教本』 を御愛読

1. 小野副主任研究員の活躍ぶり

ご存知の方も多いかと思いますが、小野さんの傑出した活躍ぶりは、直近の『CISTEC ジャーナル』2021年3月号を手取るだけでうかがい知ることができます。

【論説】

- ・「2020年の米国輸出管理を振り返って」(P.196～204)
- ・「米国輸出管理規制の最新動向— 2021年1月のニュース—」(P.205～213)

【セミナー出講記事】

- ・実務演習コース〈該非判定〉2020年12月4日(金)
- ・米国の基礎と再輸出規制の実務 2021年1月21日(木)
- ・実務演習コース—キャッチオール規制/取引審査/濃淡管理の実際/教育/監査—
2020年12月17日(木)

CISTECの外でも様々な発信をなさり、講演・論説発表は枚挙にいとまなし。まさに当代を代表する輸出管理の論客の1人と申せましょう。

このたび、そのような小野さんが、私も編集に参加した『明解!! 安全保障輸出管理…入門から実務まで』(2006年 JEMIMA 刊)の愛読者であるということがわかりました。まことに光栄なことです。はしたないと言われるのを承知で、みなさんに触れ回ろうというのが本稿です。

2. きっかけ

小野さん御愛読の事実がわかったきっかけは、2019年10月にCISTEC主催で開かれた<秋期：輸出管理基礎コース>でした。キャッチオール規制の趣旨を説明した、42枚目のパネルに、次のような記述があります。

キャッチオール規制の趣旨

☞ (リスト規制該当品以外) すべてを「キャッチ」する

ちなみに…輸出管理の対象となる「食料品、木材、皮革製品などをすべての工業製品」とは、関税定率法別表の第25類～第40類、第54類～59類、第63類、第68類～第93類、第95類にある「ほとんどの工業製品」のことをさします。(※関税定率法の番号はHSコードとも言う。このうちリスト規制該当貨物を除いたものは、16項該当の品目となります。
(※ただし16項該当だからといって、すなわち、許可申請要となるわけではありません。
16項該当品目はキャッチオール審査を行い、その審査の結果によって、許可の要否は分かります)

☞ 需要者によっては、たとえロースペックのものでも大量破壊兵器などの開発や製造に転用される可能性がある…

例えば、市販の処理速度の遅い16bitマイコンであっても、たくさん数を集めれば、高速計算機を作ってミサイルの軌道計算も可能になる。

例えば、市販の耐蝕性の弱い配管用部品であっても、化学兵器を1回程度製造することは可能。

3. 御愛読の箇所

実は上掲『教本』の中にこの記述の原型があります。私を書いたこともありよく覚えています。

第4章 キャッチオール規制

1. キャッチオール規制とは何か

そもそも規制の趣旨は何ですか？

趣旨は「**危ないユーザーには、たとえロースペックのものでも渡すな**」です。

※「**キャッチオール**」の名称は「**スペックに関係なく全てのもの**をチェック」というところからきています。(食品・木材・皮革製品など若干の例外はありますが)みなさんの扱われる「**通常の工業製品**」は「**スペックに関係なく全てのもの**をチェック」です。)

※なお、ここで「**危ない**」とは、大量破壊兵器(核兵器・化学／生物兵器・ミサイル等)関連という意味です。

※「**危ないユーザー**」の手にかかれば、ロースペック品でも大量破壊兵器の開発・製造に転用の可能性があることからきた規制です。

「**危ないユーザー**」の手にかかればロースペック品でも

例1 市販の16bitマイコン(処理速度遅い)でも

↓

数を集めれば高速計算機を作って
ミサイルの軌道計算もできる

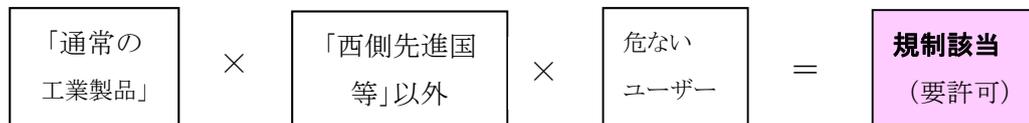
例2 市販の配管部品(耐蝕性弱い)でも

↓

化学兵器を1つ製造する間もてばいい
(2つ目の時は部品を交換する)

「**危ない物**」に変わる可能性があります

キャッチオール規制の該非は、品目・仕向国・ユーザーの3要素で決まります。
それを表したのが下記の「方程式」です。



※式中の「通常の工業製品」「西側先進国等」については右頁参照。

「危ないユーザー」については次節参照。

小野さんには、一層の御活躍をお祈りします。大いに拙文を利用なさって、また今回のように自慢話の材料を提供下さることを期待しております。